

## 武蔵野市が発注する契約における暴力団等排除措置に関する特約書

### (総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。なお、契約の約款と本特約とに差異がある場合は、本特約を優先する。

### (用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

発注者 この契約の発注者である武蔵野市をいう。

受注者 この契約を発注者から受注する相手方(共同企業体であるときは、その構成員すべてを含む。)をいう。

暴力団員等 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

暴力団等 暴対法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等をいう。

役員等 代表役員(入札参加資格者である個人又は法人の代表権を有する者(代表権を有すると認めるべき肩書を付した者を含む。)をいう。)一般役員等(入札参加資格者である法人の役員、執行役員、支店を代表する者又は営業所を代表する者(常時、市との契約を締結する権限を有する事務所の所長をいう。)で代表役員以外の者をいう。)及び役員として登記又は届出はされていないが、事実上経営に参画している者をいう。

使用人 入札参加資格者に雇用される者で、前号以外の者をいう。

下請負人等 工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、工事等に使用する資材及び原材料の購入その他の契約の相手方及び業務委託を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の受託者(二次以降の下請負人等を含む。)をいう。

不当介入等 この契約に関してなされる次に掲げる行為をいう。

ア 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為

イ 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為

ウ 正当な理由なく面会を強要する行為

エ 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為

オ 前各号に掲げるもののほか、作業現場の秩序の維持、安全確保又は作業の実施に支障を生じさせる行為

(受注者が暴力団員等であった場合の発注者の解除権)

第3条 発注者は、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

受注者若しくはその役員等が、暴力団員等であること又は暴力団員等が受注者の経営を実質的に支配していると認められるとき。

受注者が暴力団員を雇用していると認められるとき。

受注者又はその役員等若しくは使用人が、暴力団等であることを知りながら当該暴力団等に対する資金の提供又は便宜の供与その他直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は暴力団等への関与をしていると認められるとき。

受注者又はその役員等若しくは使用人が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図るため又は第三者に損害を加えるため暴力団等を利用したと認められるとき。

受注者又はその役員等若しくは使用人が、暴力団等と社会的に非難されるべき密接な関係を有していると認められるとき。

受注者又はその役員等若しくは使用人が、下請負人等が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、下請負人等となる契約を締結したと認められるとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、これによって受注者に損害が生じても、その責を負わないものとする。

3 受注者は、第1項の規定により契約を解除されたときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 その他契約解除に伴う措置等については、この特約が添付される契約の関係規定を準用する。

### (下請負等の禁止)

第4条 受注者は、武蔵野市が発注する契約における暴力団等排除措置要綱に基づき入札参加除外措置を受けた者(これに準ずる入札参加資格を有しない者を含む。この条において同じ。)を、下請負人等としてはならない。

2 発注者は、受注者が、入札参加除外措置を受けた者を下請負人等としていた場合は、当該下請契約等の解除を求めることができる。

3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

4 受注者は、この契約に関して下請契約等を締結するときは、前条第1項、本条第1項、第2項及び本項並びに次条と同様の内容を当該下請契約等に規定するものとする。

### (不当介入等を受けた場合の措置)

第5条 受注者は、この契約の履行に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

不当介入等を受けたときは、毅然として拒否し、速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。

この契約に関する下請負人等に対し、不当介入等を受けたときは、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう指導すること。また、下請負人等から報告を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。

以上